

入札の心得（郵便入札）

（趣旨）

第1条 江田島市が発注する業務委託、物品、修繕等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、江田島市契約規則（平成18年江田島市規則第10号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札保証金等）

- 第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行の際、入札見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、規則第10条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市長に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、封筒に必要事項を記入して出納員の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければならない。この場合において、出納員は、預り証を交付する。
- 4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。なお、保証債務履行請求期限を保証期間経過後6ヶ月以上確保すること。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その預り証と引き換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り証と引き換えに領収証を交付する。
- 6 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は市に帰属する。

（入札書等）

- 第3条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書（案）、現場説明書及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札書及び入札書以外に指定された書類（以下「入札書等」という。）を提出した後は、開札前後を問わず引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札書等の提出）

第4条 入札書等を提出する場合は、次の各号により行わなければならない。

- 1 郵送の場合
- (1) 配達記録が残る書留郵便等とし、電送によるものは認めない。
- (2) 入札書等は「入札書在中」と記載した二重封筒（内封筒と外封筒）を作成、封入封緘し郵送する。
- (3) 複数の入札案件における内封筒を1つの外封筒に入れ郵送することができる。
- (4) 提出先は総務部 財政課（〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地）とする。
- (5) 郵便入札に要する費用は全て入札参加者の負担とする。
- 2 持参の場合
- (1) 郵送の場合と同様の方法で内封筒を作成し、直接持参することができる。
- (2) 外封筒は省略することができる。

（入札書等の提出期限）

第5条 持参又は郵送による入札書等の提出期限は、入札の執行について（通知）で定める入札書等受付期間までとする。

(入札の辞退)

- 第6条 指名を受けた者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、入札日前日の午後5時までに辞退届原本を直接持参又は書留にて提出すること。期限までに提出できないときは、辞退届をFAX送信した後、原本を直接持参、又は書留にて提出すること。なお、電話での辞退は不可である。
- 期限までに辞退届の提出がない場合は、欠席者とする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(開札の立会い)

- 第7条 入札参加者又はその代理人は、開札に立会うことができる。この場合において、立会いを希望する者は、入札書の受付期間内に郵便入札開札立会申込書を提出しなければならない。代理人が立会う場合は、開札日当日に名刺等で本人確認を行うこととする。
- 2 開札に立会う者は、開札時間までに開札場所に入場しなければならない。
- 3 開札に立会う者は、入札執行職員が特にやむを得ないと認めた場合を除き、開札場所を退出することができない。
- 4 開札に立会う者がいない場合、当該入札事務に関係のない職員が開札に立会うこととする。

(公正な入札の確保)

- 第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

- 第9条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

(無効の入札)

- 第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 提出期限までに到達しなかった入札（郵送の場合は、要必着）
 - (3) 入札書等必要とされた書類が同封されていない入札
 - (4) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - (5) 記名押印を欠く入札
 - (6) 金額を訂正した入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 明らかに連合によると認められる入札
 - (9) 同じ者から入札書を入れた封筒が2通以上到着した入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の不成立)

- 第11条 再度の入札において、入札参加者が1人である場合は、当該入札は不成立とする。

(落札者の決定)

- 第12条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は3回までとする。

2 再度入札に参加する場合は、次の手順に従うこと。

- (1) 開札して不落となった日から翌日（江田島市の休日を定める条例（平成16年江田島市条例第2号）第1条第1項に定める市の休日を除く。）の午後5時までに、入札説明書の8～10に従って必要書類を提出すること。併せて、提出期限までに必要書類をPDFデータで市指定メールアドレスへ送信すること。郵送した必要書類に限り、提出期限までに届かなかった場合は、電子メール送信分を有効とする。開札は提出期限翌開庁日に行う。
- (2) 前号の規定にもかかわらず、本市が電子メールで受信した必要書類データと郵送分の必要書類に相違があった場合、その入札は無効とする。
- (3) 入札金額は、直前の最低入札金額（発表した金額）を下回ったものでなければならない。
- (4) 無効の入札をした者、及び最低制限価格が設定された入札において当該価格を下回った者は再度の入札に参加できない。
- (5) 不落となった入札に参加しなかった者は、再度入札に参加できない。
- (6) 再度入札において辞退する場合は、第6条のとおりとする。

3 再度入札を行う場合、再度入札参加者に対し、FAX又は電話等で通知する。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 くじ引きに参加する者は、市が指定した日時に直ちに来庁しなければならない。

3 代理人にくじ引きをさせる場合は、委任状を持参しなければならない。委任状には、委任者と受任者が異なる印鑑を使用しなければならない。

(入札結果の通知)

第15条 入札結果は、開札日に落札者にのみFAX又は電話等により入札結果を通知する。その他の入札参加者は、市ホームページで入札結果を確認すること。

(契約保証金等)

第16条 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、規則第34条の規定により契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第2条第2項の規定は、前項ただし書きの場合に準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を契約担当者が指定する金融機関に払い込み、納入通知書の領収書の交付を受け、納入通知書の領収書を契約担当者に提出しなければならない。

4 落札者は第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券に保管有価証券納付書を添えて会計管理者に提出しなければならない。

5 第2条第4項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社である場合について準用する。

(入札保証金等の振替)

第17条 市長において必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約の締結)

第18条 落札日の翌日から起算し、5日（江田島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に契約を締結すること。ただし、議会の議決を要する場合は、仮契約を締結する。